

高松市・国分寺町合併協議会

第8回会議資料

日 時：平成16年10月19日（火）

午後1時30分

場 所：香川県自治会館 7階会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 1 3 号	条例・規則等の取扱い（協定項目第 1 4 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） -----	1
協議第 1 4 号	電算システム事業（協定項目第 2 4 - 2 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） -----	4
協議第 1 5 号	広聴広報事業（協定項目第 2 4 - 3 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） -----	7
協議第 1 6 号	生活保護事業（協定項目第 2 4 - 8 号）について （第 7 回会議提案：継続協議） -----	1 0
協議第 1 7 号	地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について -----	1 3
協議第 1 8 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い （協定項目第 7 号）について -----	1 8
協議第 1 9 号	その他の事業（情報公開制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	2 2
協議第 2 0 号	その他の事業（外部監査制度） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	2 3
協議第 2 1 号	その他の事業（水問題対策） （協定項目第 2 4 - 2 3 号）について -----	2 4
協議第 2 2 号	建設計画（協定項目第 2 5 号）について -----	2 5

(そ の 他)

高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	2 6
高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について -----	2 6

協議第13号（第7回会議提案：継続協議）

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月28日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第14号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、条例・規則等の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行う。

鹿児島市

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、合併時までに所要の措置を行うものとする。

協議第 1 4 号 (第 7 回会議提案 : 継続協議)

電算システム事業 (協定項目第 2 4 - 2 号) について

電算システム事業 (協定項目第 2 4 - 2 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 8 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

電算システム事業（協定項目第24-2号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 15 号（第 7 回会議提案：継続協議）

広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）について

広聴広報事業（協定項目第 24 - 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 9 月 28 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 3 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業について協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

高知市

- 1 広報事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村の行政無線による広報については、地域性等を勘案し、現行制度を引き継ぐものとする。
- 2 広聴事業は、高知市の制度に統一するものとする。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第16号（第7回会議提案：継続協議）

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

生活保護事業（協定項目第24-8号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年9月28日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-8号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、生活保護事業について協議された市 6市

大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。

ただし荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、生活保護事業について確認された市の事例

秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

長野市

生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。

長崎市

長崎市の制度を適用する。

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 17 号

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 19 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国分寺町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市国分寺地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の国分寺町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市国分寺地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と国分寺町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と国分寺町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 国分寺町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いについて協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

(1) 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

(2) 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 18 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 19 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、国分寺町の区域により選挙区を設ける。</p>		

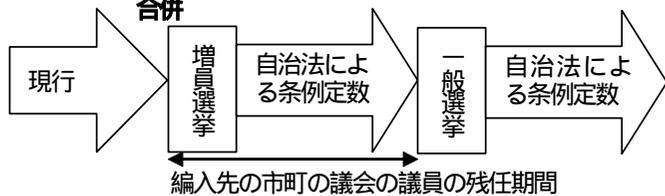
平成 年 月 日 確認

(資料1)

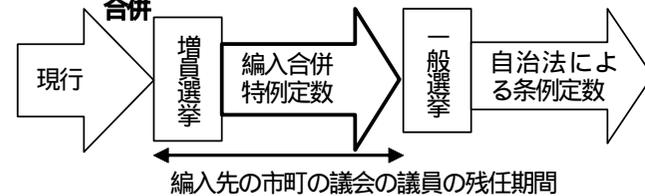
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇・ 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

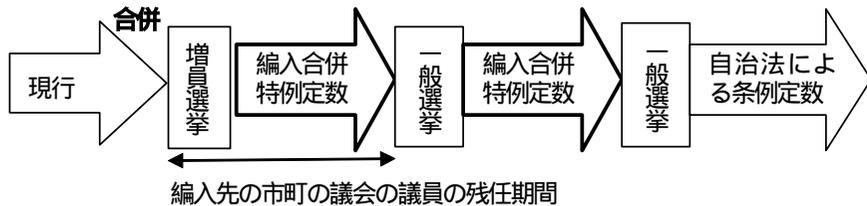
【パターン 〇】 /原則



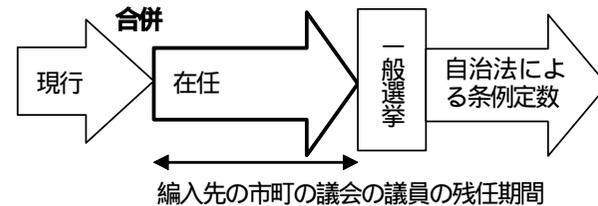
【パターン 〇】 /定数特例



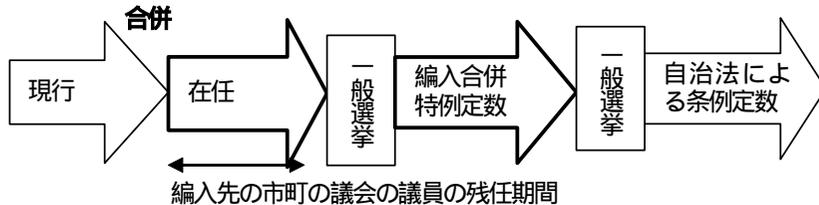
【パターン 〇】 /定数特例+定数特例



【パターン 〇】 /在任特例



【パターン 〇】 /在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

新潟市(在任)

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

福山市(定数)

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

呉市(定数)

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

新居浜市(在任+定数)

- (1) 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。
- (2) 両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

新発田市(在任)

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

豊田市（定数 + 定数）

1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

高知市（定数 + 定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第 19 号

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 24 - 23 号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 24 - 23 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 19 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 23 号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 20 号

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 23 号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 24 - 23 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 19 日提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 23 号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 1 号

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 0 月 1 9 日 提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 3 号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 2 号

建設計画（協定項目第 2 5 号）について

建設計画（協定項目第 2 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 6 年 1 0 月 1 9 日 提出

高松市・国分寺町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 5 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
別紙のとおり

(2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

ア 第9回会議

(ア) 日時 平成16年11月下旬

(イ) 場所 国分寺町女性会館 2階 第1会議室

(別紙)

合併協定項目の協議状況

平成16年10月19日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
(過疎地域の指定及び計画)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(ケーブルテレビ事業)						
(水問題対策)						
(塩江町老人福祉センター)						
(各種スポーツイベント事業)						
(農業経営者協会)						
25. 建設計画		構成の報告		構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない